

平成17年度PFI関連支援措置等

1. 予算等

1-1 予算

(単位：百万円)

機関名	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	17年度 予算
内閣府	事業	PFI方式による施設整備等事業	新規	庁舎整備等のPFI事業化に係るアドバイザー委託。	50
	調査	民間資金等活用事業調査費	新規	PFI事業に関する、情報収集、整理、提供を定期的に行うために必要な経費。	20
	調査	民間資金活用等経済政策推進費	継続	PFI推進方策の検討の総合調整等に必要な経費。(必要に応じて各省庁等に移替え)	410 の内数
	調査補助	民間資金等活用事業調査費補助金	継続	市町村が実施方針やVFMの検討を実施するための調査費用の1/2を補助。	61
	-	民間資金等活用事業推進委員会経費	継続	民間資金等活用事業推進委員会の運営等に必要な経費。	41
警察庁	事業	PFI方式による警察学校施設整備等事業に係るアドバイザー業務の委託	継続	警察学校施設の整備等のPFI事業化に係るアドバイザー委託。	42
	補助	都道府県警察施設整備費補助金	拡充	都道府県警察施設の整備に対する補助。	20,324 の内数
防衛庁	事業	PFI方式による防衛施設整備等事業に係るアドバイザー委託	継続	防衛施設(公務員宿舎を除く)の整備等のPFI事業化に係るアドバイザー委託。	14
	事業	PFI方式による公務員宿舎整備事業に係るアドバイザー委託	継続	公務員宿舎の整備等のPFI事業化に係るアドバイザー委託。	36
	事業	PFI導入可能性調査	継続	個別の防衛施設の整備等のPFI事業化に係る導入可能性調査。	15
	補助	防衛施設周辺民生安定施設整備事業(防衛施設庁)	継続	ごみ処理施設の整備に対する補助。	16,216 の内数

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な国庫補助制度

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度

(単位：百万円)

機関名	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	17年度 予算
総務省	調査	地方公共団体におけるPFI事業等の 推進の方策の検討に要する経費	継続	地方公共団体のPFI事業等を推進する上での課題等の調査研究。	8
法務省	事業	民間資金等活用事業に必要な経費	継続	収容施設（刑務所、拘置所等）の整備等のPFI事業化に係るアドバイザー委託。	55
外務省	事業	民間資金等活用事業調査費	継続	在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業に係るモニタリング等の検討等。	42
財務省	事業	民間資金等活用公務員宿舎整備等事業	新規	合同宿舎の建替え（17年度着手事業）に関するアドバイザー委託。	60
	事業	民間資金等活用公務員宿舎整備等事業	継続	合同宿舎の建替え（14～15年度着手事業）に関する事業費等。	3,941
文部科学省	補助	国立大学法人運営費交付金	継続	国立大学法人等のPFI事業に係る実施準備のための経費相当分及び維持管理運営費相当分が含まれている。	1,231,729 の内数
	補助	国立大学法人施設整備費	継続	国立大学法人等の施設整備のための経費。	54,052 の内数
	補助	公立学校施設整備費補助	継続	公立学校の施設整備に対する補助。	122,104 の内数
	補助	独立行政法人日本学生支援機構運営費 交付金	継続	留学生宿舎の整備に対する補助に係る経費相当分が含まれている。	22,704 の内数
厚生労働省	補助	地域介護・福祉空間整備等交付金	新規	地方公共団体が地域の実情を踏まえて策定する整備計画全体を支援し、地域密着型サービス等を「面」的に整備。	86,590 の内数
	補助	次世代育成支援対策施設整備費等交付 金	新規	児童福祉に係る施設整備について当該交付金を交付する。	16,704 の内数
	補助	保健衛生施設等施設整備費補助金	拡充	地方公共団体等が行う保健衛生施設等の施設整備に対する補助。	4,104 の内数
	補助	医療施設等施設整備事業	継続	医療施設等の整備に対する補助。	15,382 の内数
	補助	水道施設整備費補助	継続	水道施設の整備に対する補助。	89,968 の内数

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な国庫補助制度

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度

(単位：百万円)

機関名	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	17年度 予算
農林水産省	補助	強い農業づくり交付金	新規	選定事業者による公設卸売市場の施設整備に対する補助（メニューの一部）。 リサイクル施設、情報通信施設、農林業等活性化基盤施設の整備に対する補助（メニューの一部）。 種子種苗生産関連施設等の整備に対する補助（メニューの一部）。	47,009 の内数
	補助	元気な地域づくり交付金	新規	地域資源を活用した交流拠点や交流空間等の整備に対する支援（メニューの一部）。 ほ場整備等の農業生産基盤の整備や農村公園等の農村生活環境基盤等の整備に対する支援（メニューの一部）。	46,607 の内数
	補助	強い林業・木材産業づくり交付金	新規	森林空間活用施設、木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備に対する補助（メニューの一部）。	7,809 の内数
	補助	バイオマスの環づくり交付金	新規	バイオマスタウン構想の実現に向けたバイオマス利活用施設等の整備に対する補助（メニューの一部）。	14,381 の内数
	補助	水産基盤整備事業のうち漁港漁場機能高度化事業等	新規	遊漁船等を分離収容する施設の整備等に対する補助。	134,858 の内数
	補助	むらづくり交付金	拡充	農業生産基盤及び農山漁村の生活環境施設の整備に対する補助	10,000 の内数
	補助	畜産環境総合整備事業費補助	継続	家畜排せつ物処理施設、公共牧場等の整備に対する補助。	7,246 の内数
	補助	農道整備事業費補助	継続	農道の整備に対する補助。	34,278 の内数
	補助	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	継続	農道の整備に対する補助。	18,260 の内数
	補助	公的森林整備推進事業	継続	分収林制度の活用により実施される市町村有林の整備に対する補助。	6,469 の内数

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な国庫補助制度

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度

(単位：百万円)

機関名	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	17年度 予算
農林水産省	補助	かんがい排水事業費補助	継続	農業用排水施設の整備に対する補助。	31,946 の内数
	補助	経営体育成基盤整備事業費補助	継続	農業用排水施設、農道等の整備に対する補助。	85,117 の内数
	補助	農業集落排水資源循環統合補助事業	継続	農業集落排水施設の整備に対する補助。	32,075 の内数
経済産業省	補助	新事業支援施設整備費補助金	継続	地域新事業創出基盤施設等の整備に対する補助。	475 の内数
	補助	電源地域新事業支援施設等整備費補助金	継続	電源地域における地域新事業創出基盤施設等、研究開発・試験機器等の整備に対する補助	926 の内数
	補助	産業再配置促進施設整備費補助金	継続	工業再配置促進法に基づく工場等の移転等を促進するための貸工場その他公益的施設の整備に対する補助。	185 の内数
	補助	中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金	継続	中心市街地における商業基盤施設等の整備並びに商業の活性化のためのソフト事業を総合的に実施する事業に対する補助。	1,076 の内数
	補助	電源地域産業再配置促進費補助金	継続	工業再配置促進法に基づく工場等の電源地域への移転等を促進するための環境保全施設等の整備に対する補助。	2,341 の内数
	調査	工業用水道事業調査費	継続	工業用水道事業分野におけるPFI導入に向けた検討及び調査、効率化のための方策の検討。	57 の内数

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な国庫補助制度

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度

(単位：百万円)

機関名	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	17年度 予算
国土交通省	事業	P F I による整備に必要な事業調査	継続	中央合同庁舎第7号館、九段第3合同庁舎の整備等のP F I 事業化に係るアドバイザー委託等。	48
	事業	空港整備事業	継続	東京国際空港国際線地区の整備等のP F I 事業化に係るアドバイザー委託。	60,493 の内数
	事業	航空路整備事業	継続	航空保安大学校の移転整備等のP F I 事業化に係るアドバイザー委託。	50
	補助	都市再生総合整備事業	継続	荷物共同集配施設等の整備に対する補助。	6,188 の内数
	補助	市街地再開発事業費補助	継続	市街地再開発事業の施行者が、特定建築者制度等を活用して行う施設建築物等の整備に対する補助。	33,471 の内数
	補助	都市公園事業費補助	継続	都市公園の施設整備に対する補助。	78,771 の内数
	補助	下水道事業費補助	継続	下水道関係施設の整備に対する補助。	798,119 の内数
	補助	交通安全施設等整備事業費補助	継続	交通安全施設等（駐輪場）の整備に対する補助。	264,732 の内数
	補助	住まいの安心確保助成事業	新規	公営住宅等の整備に対する助成。	293,511 の内数
環境省	補助	廃棄物処理施設整備事業	継続	一般廃棄物処理施設の整備に対する補助。	107,416 の内数
衆議院	事業	新議員宿舎整備等事業経費	継続	衆議院赤坂議員宿舎整備等事業に係る事業費。	876
	事業	新議員会館整備等事業経費	継続	衆議院新議員会館の整備等のP F I 事業化に係る施設実施設計及びアドバイザー委託。	387
参議院	事業	新議員会館整備等事業経費	継続	参議院新議員会館の整備等のP F I 事業化に係る施設実施設計及びアドバイザー委託。	200
最高裁判所	事業	民間資金等活用事業調査費	新規	裁判所施設の整備等のP F I 事業化に係るアドバイザー委託。	57

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なP F I 事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）

「補助」とは、地方公共団体等が実施するP F I 事業の事業費について国が補助することが可能な国庫補助制度

「調査」とは、国等がP F I 方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するP F I 事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度

1 - 2 国庫債務負担行為の設定

(単位：百万円)

機関名	事項	概要	限度額	国庫の負担となる年度
防衛庁	朝霞公務員宿舎（仮称）整備等事業	朝霞公務員宿舎（仮称）整備等事業に係る事業費	5,398	平成20年度以降 7箇年度以内
法務省	民間資金等活用法務省施設整備等事業	美祢社会復帰促進センター整備・運営事業に係る事業費	56,456	平成19年度以降 18箇年度以内
財務省	民間資金等活用公務員宿舎整備等事業	合同宿舎の建替え（17年度着手事業）に関する事業費	13,574	平成19年度以降 8箇年度以内
		合同宿舎の建替え（15年度着手事業）に関する事業費 （金利見直しによる増額分）	287	平成17年度以降 8箇年度以内
文部科学省	国立大学法人施設整備事業	国立大学法人施設整備等事業に係る施設整備費	1,963	平成17年度以降 3箇年度以内
国土交通省	民間資金等活用空港整備等事業	東京国際空港国際線地区の整備運営事業に係る事業費	-	平成21年度以降 26箇年度以内
	民間資金等活用航空路整備等事業	航空保安大学校移転整備事業に係る事業費	-	平成20年度以降 15箇年度以内
衆議院	新議員会館整備等事業	衆議院新議員会館整備等事業に係る事業費	157,705	平成19年度以降 13箇年度以内
参議院	新議員会館整備等事業	参議院新議員会館整備等事業に係る事業費	76,005	平成19年度以降 13箇年度以内

2. 行政財産の貸付け等

機関名	対象施設等	新規・拡充 継続の別	概要
警察庁	富山県警察学校整備等	継続	富山県警察学校整備等事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格49百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。
防衛庁	海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等	新規	海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格656百万円の内数）を無償で選定事業者に貸し付ける。
	立川公務員宿舎（仮称）整備等	継続	立川公務員宿舎（仮称）整備等事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格1,961百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。
法務省	美祢社会復帰促進センター整備・運営	新規	美祢社会復帰促進センター整備・運営事業の用に供する行政財産（未取得）を無償で選定事業者に貸し付ける。
	苫小牧法務総合庁舎整備等	継続	苫小牧法務総合庁舎整備等事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格205百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。
外務省	在エジプト日本国大使館新事務所整備等	継続	在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格1,953百万円の内数）を、その用途又は目的を妨げない限度において、無償で選定事業者に使用させる。
財務省	合同宿舎整備等	新規	合同宿舎整備等事業（16年度着手事業）の用に供する行政財産（国有地：台帳価格計769百万円の内数）を無償で選定事業者に貸し付ける。
	合同宿舎整備等	継続	合同宿舎整備等事業（14～15年度着手事業）の用に供する行政財産（国有地：台帳価格計7,307百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。
	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等	継続	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業の用に供する普通財産（国有地：台帳価格210百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。
文部科学省 会計検査院	中央合同庁舎第7号館整備等	継続	中央合同庁舎第7号館整備等事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格70,990百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。また、付帯事業（民間収益施設）に関して、行政財産（国有地：台帳価格7,712百万円）を、その用途又は目的を妨げない限度において、有償で選定事業者に貸し付ける。
衆議院	新議員宿舎整備等	継続	新議員宿舎整備等事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格7,985百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。また、付帯事業（民間収益施設）に関して、行政財産（国有地：台帳価格785百万円）を、その用途又は目的を妨げない限度において、有償で選定事業者に貸し付ける。
最高裁判所	東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等	新規	東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格841百万円の内数）を無償で選定事業者に貸し付ける。

3. 無利子融資

(単位：百万円)

制度等	新規・拡充 継続の別	概要	17年度 予算
日本政策投資銀行等を通じた無利子融資 (NTT-Cタイプ)	継続	P F I 事業を行う P F I 事業者に対する無利子貸付。	15,600(*) の内数
民間都市開発推進機構による無利子貸付	継続	民間都市開発事業で公園、下水道等の整備に関するものを P F I 事業者が行う場合への無利子貸付。	100
港湾整備特別会計からの無利子貸付	継続	コンテナターミナルの公共荷さばき施設等整備事業費に係る無利子貸付。	2,000 の内数

(*)金額は日本政策投資銀行「日本政策投資銀行法附則第16条第2項及び第4項に規定する無利子貸付」の総額及び沖縄振興開発金融公庫「沖縄振興開発金融公庫法附則第5条の2及び第5条の4に規定する無利子貸付」の総額の合計

4. 財政投融資等

(単位：百万円)

制度等	新規・拡充 継続の別	概要	17年度 予算
日本政策投資銀行等による融資 (民間資金活用型社会資本整備融資制度)(*2)	継続	P F I 法第 2 条第 1 項に定める P F I の対象施設の建設、維持管理及び運営等を実施する P F I 事業者への融資。	222,000 (*1) の内数
公共荷さばき施設等整備事業に対する融資(特別転貸債)	継続	港湾管理者が P F I 事業者貸付資金を調達するために発行する特別転貸債の引受。	1,215 の内数

(*1) 金額は日本政策投資銀行「地域社会基盤整備」の総額及び沖縄振興開発金融公庫「産業開発資金」の総額の合計

(*2) 現行の「民間資金活用型社会資本整備融資制度」の概要

対象施設：P F I 法第 2 条第 1 項に定める P F I の対象施設

金利：政策金利

融資比率：50%(沖縄振興開発金融公庫においては70%)

5. 税制改正

税 目	概要
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 法に基づく選定事業者が選定事業（いわゆるサービス購入型で、法律の規定により P F I 法第 2 条第三項第一号又は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。）により整備する一定の家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を 5 年に限り講ずる。（地方税法附則第 11 条第 25 項参照：平成 21 年度末取得分まで） ・ P F I 法に基づく選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち輸出入に係るコンテナ荷さばきを行うための家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を 2 年延長する。（地方税法附則第 11 条第 26 項参照：平成 18 年度末取得分まで） ・ P F I 法に基づく選定事業者が政府補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を 2 年延長する。（地方税法附則第 11 条第 27 項参照：平成 18 年度末取得分まで）
固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 法に基づく選定事業者が政府補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋及び償却資産について固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の 2 分の 1（地方税法附則第 15 条第 5 項の適用を受ける償却資産については、同項の規定により課税標準とされる額の 2 分の 1）にする措置を 2 年延長する。（地方税法附則第 15 条第 49 項参照：平成 18 年度末取得分まで） ・ P F I 法に基づく選定事業者が選定事業（いわゆるサービス購入型で、法律の規定により P F I 法第 2 条第三項第一号又は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。）により整備する一定の家屋及び償却資産について固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の 2 分の 1 にする措置を 5 年に限り講ずる。（地方税法附則第 15 条第 51 項参照：平成 21 年度末取得分まで）

(参考：既存の税制特例措置)

税 目	概要
特別土地保有税	・ 公共施設等の建設を行うP F I事業の用に供する土地についての特別土地保有税を非課税とする措置を講ずる。(地方税法第586条第2項第1号の27参照)
不動産取得税	・ P F I法に基づく選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学の校地内の校舎の用に供する家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずる。(地方税法附則第11条第31項参照：平成17年度末取得分まで)
固定資産税 都市計画税	・ P F I法に基づく選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち輸出入に係るコンテナ荷さばきを行うための家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置を講ずる。(地方税法附則第15条第48項参照：平成17年度末取得分まで) ・ P F I法に基づく選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学の校地内の校舎の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。(地方税法附則第15条第55項参照：平成17年度末取得分まで)